

令和5年度院内保育所運営費補助事業の概要

医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図るため、病院及び診療所において職員のために保育施設を運営する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

1 補助対象者

沖縄県内の病院等（医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所で、公立および公的のものを除く）の開設者で、職員のために病院内保育施設（近辺の他の病院又は診療所の医療従事者が共同利用することを目的として、一医療機関が設置した病院内保育施設を含む）を運営している者

2 補助の条件

(1)原則12か月運営していること（その月における開所日数がおおむね15日以上ある場合は1か月として算定して差し支えない）。

(2)保育児童数、保育時間、保育士等職員数が次の基準を満たしていること。

ア 平均保育児童が1人以上いること。

※「平均保育児童」について

①月において15日以上保育した職員の児童（乳児または幼児数）。15日に満たない児童については換算可能。（月間保育日数）÷（月間開所日数）

②各月における児童数の年平均を基準とし下記種別を判断。ただし、基準未達の月が6か月以上ある場合は、下位の種別となる。

イ 常勤保育士が2人以上いること。

①非常勤のみであっても、常勤換算後の人数が2人以上であれば対象となる。

②年平均ではなく、各月全てが基準を満たしていること。

ウ 保育時間が8時間以上

種別	保育児童数	保育士等数	保育時間
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上
A型	4人以上	2人以上	8時間以上
B型	10人以上	4人以上	10時間以上
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上

(3)保育料（給食費含む）として1人当たり平均月額10,000円以上徴収していること。

(4)保育所の運営を委託している場合は、下記の条件を満たしていること。

ア 委託契約が締結され、契約書が作成されていること。

イ 契約書等に保育士等職員の人件費等が明示されていること。

(5)設備及び運営について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重していること。

(6) 平成26年度以降に沖縄労働局で実施する事業所内保育施設設置費（増築費）または運営等支援助成金を受給していないこと。

(7) 平成28年度以降に（公財）児童育成協会が実施する、内閣府の「企業主導型保育事業」の認可を受けた仕事・子育て両立支援事業による助成を受けていないこと。

(8) 令和5年度に市町村から地域型保育事業の認可を受け、地域型保育給付を受給していないこと。

3 補助金額の算定

平成26年度（平成27年3月）までに院内保育所を開設している場合と、平成27年度（平成27年4月）以降に新規に開設する場合で算定基準等が変わりますのでご留意下さい。

(1) 【平成27年度（平成27年4月）以降に新規に院内保育所を開設した病院等が対象です】

基準額	対象経費	補助率
<p>各病院内保育施設につき、アにより算定した基本額より、ウに定める保育料収入相当額を控除した額にエの調整率を乗じた額（補助期間5年が上限）と、イにより算定した加算額の合計額とする。</p> <p>ア 基本額</p> <p>(A型特例) 1人×180,800円×12月 (A型) 2人×180,800円×12月 (B型) 4人×180,800円×12月 (B型特例) 6人×180,800円×12月</p> <p>イ 加算額</p> <p>24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数</p> <p>ウ 保育料収入相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料収入相当額は、24,000円×12月に4月1日時点での保育児童数を乗じた金額とする。 ・ただし、保育料収入相当額の算出にあつ 	<p>病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする）</p>	<p>3分の2</p>

て対象となる上限の人数は、次のとおりとする。 (A型特例) 保育児童 1人 (A型) 保育児童 4人 (B型) 保育児童 10人 (B型特例) 保育児童 18人 エ 調整率 開設後経過年数 1～3年目 調整率 1 4年目・・・調整率 2/3 5年目・・・調整率 1/3		
--	--	--

- 基準額と対象経費のいずれか低い方に補助率2/3を乗じた額が補助金額となります。
- 申請年度に12か月保育所を運営することが条件となりますので、R4.5からR5.3までの間に保育所を開設した場合は、令和5年度からの申請とし、令和9年度まで5年間上記基準で補助します。

(2) 【平成26年度（平成27年3月）までに院内保育所を設置している病院等が対象です】

基準額	対象経費	補助率
下記により算定した加算額の合計とする。 加算額 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数	病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする）	3分の2

- 基準額と対象経費のいずれか低い方に補助率2/3を乗じた額が補助金額となります。